

令和8年度後期高齢者医療保険料について

保険料率(年額)

区分	令和8・9年度 保険料率		参考(令和6・7年度 保険料率)
	医療分	子ども・子育て支援分	
被保険者均等割額	55,380円	1,340円	48,604円
所得割率	10.13%	0.25%	9.56%
年間保険料上限額	85万円	21,000円	80万円

保険料の計算方法

令和8年度新設

年間保険料	=	医療分	+	子ども・子育て支援金分
		【所得割額】 (総所得金額等-43万円) × 10.13% 【均等割額】 55,380円		【所得割額】 (総所得金額等-43万円) × 0.25% 【均等割額】 1,340円

一人当たり平均保険料 (医療分) 96,608円/年 (子ども分) 2,210円/年

均等割額が軽減される場合

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	均等割額の軽減割合	後期高齢者医療制度に加入する 前日に職場の健康保険等の被扶 養者であった人への軽減
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割 (医療分のみ7.2割)	
43万円 + (31万円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数-1)以下	5割	
43万円 + (57万円×世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数-1)以下	2割	所得割・・・負担なし(かかりません) 均等割・・・制度加入後2年間5割軽減

改正のポイント (国の医療保険制度改革に伴い、通常の改定に加えて以下について改正)

- 後期高齢者負担率の引上げ 第10期：13.27% (第9期：12.67%)
- 診療報酬の改定及び一人当たり医療給付費の伸び率 令和8年度：4.93%
- 出産育児支援金の激変緩和措置終了に伴う負担増
【県全体】 第10期：約5.5億円 (第9期：約2.7億円)
- 子ども・子育て支援金 (令和8年度より創設)

保険料上昇抑制の対策及び低所得者への配慮

- 賦課限度額の引上げ (医療分) 80万円 ⇒ 85万円
- 軽減判定基準の見直し
軽減判定所得 (5割軽減) 30.5万円 ⇒ 31万円 (2割軽減) 56万円 ⇒ 57万円
- 7割軽減対象者に対する更なる軽減 第10期の保険料 (医療分のみ) に限り 7.2割
- 滋賀県後期高齢者医療広域連合による給付費等準備基金の繰入 28億円